

# 福祉だより ⑦

## 母子家庭医療費等助成事業

母子家庭の母及び児童に対し、医療費等に係る自己負担分の一部を助成する事業です。

### 対象者

- ① 母子家庭の母及び18歳未満の児童。
- ② 父母のいない18歳未満の児童。

前年の所得に対して、所得税が課税されている者及びその者に扶養されている児童、交通事故等第三者の行為によるものや保険診療外の医療費等は助成の対象となりません。



### 範囲

対象者が負担すべき額から一部負担額（入院については1日300円、通院については1件1000円）を控除した額を助成する。

そのほか、証明手数料は200円まで助成されます。なお、原則としてこの制度を利用する場合は前もって医療機関の了解を得てください。

### 申請の手続き

申請書に領収書を添えて申請して下さい。なお、申請書類は、住民福祉課福祉係にあります。

問合せ 住民福祉課福祉係  
☎1211 内線154

## 身体障害者

## 結婚記念品贈呈事業

身体障害者手帳所持者同志、又はいずれか一方が身体障害者手帳（1級から5級）を所持している方で平成2年度中に婚姻届出を行った方には、結婚記念品を贈呈します。

## 福祉豆辞典

母子・寡婦  
福祉資金

母子及び寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するため資金を貸付ける制度です。  
希望者は、母子福祉推進員にご相談ください。

6月29日(金)は、国民年金6月分の納期です。